

## ロシアによるウクライナ侵略を強く非難する決議

去る2月24日、ロシアはウクライナへの武力攻撃、侵略を開始した。

今回の行動は、明らかにウクライナの主権、領土の一体性を侵害する国際法の深刻な違反であり、国連憲章に反するものである。この事態は欧州にとどまらず、日本が位置するアジアを含む、法の支配に基づく国際秩序に対する挑戦であり、その根幹を揺るがしかねない暴挙である。このようなロシアの力による侵略行為は断じて認められず、強く非難する。

ロシアは国際社会の強い自制の求めにかかわらず、侵略行為を継続しており、首都キエフにまで侵攻し、市民への被害の拡大も深く憂慮される。また、核兵器の保有を誇示する姿勢は断じて許すことができない。

雲南市は「『平和を』の都市宣言」を行ない日本国憲法が掲げる平和主義のもと、核兵器廃絶、国際社会の恒久平和を世界に訴えている。本議会はロシアに対し、即時に攻撃を停止し、部隊を撤収するよう強く求めるとともに、世界平和の実現のため、日本政府および全世界が一体となって全力を挙げ取り組むよう強く訴える。

以上、決議する。

令和4年3月3日

島根県雲南市議会